深谷市デイサービス事業実施要領

平成２１年２月２６日部長決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項に規定する障害者に対し、自立の促進、生活の改善及び身体機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担を軽減し、障害者福祉の向上に寄与することを目的に実施する、深谷市地域生活支援事業実施要綱（平成１９年深谷市告示第１８３号。以下「要綱」という。）第３条第１６号に規定するデイサービス事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第２条　この事業の対象となるサービスの内容は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　創作的活動

（２）　機能訓練

（３）　社会適応訓練

（４）　更正相談

（５）　介護方法の指導

（６）　レクリエーション

（７）　入浴サービス

（８）　給食サービス

（９）　送迎サービス

２　前項の規定にかかわらず、同様の支援が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２項に規定する訪問介護において

利用できる場合は、同サービスを優先する。

（職員配置）

第３条　要綱第１１条に規定する登録を受けた地域生活支援事業者（以下「登録事業者」という。）が事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（１）　指導員　デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該デイサービスの提供に当たる指導員が１以上確保されるために必要と認められる数

（２）　介護職員　デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該デイサービスの提供に当たる介護職員の数が１以上確保されるために必要と認められる数

２　前項に掲げる事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らデイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

（１）　利用者の数が１５人までは、２以上

（２）　利用者の数が１５人を超えるときは、２に、利用者の数が１５を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

３　登録事業者のうち、専ら創作的活動を行うものにあっては、第１項の規定にかかわらず、当該デイサービス事業所に介護職員を置かないことができる。

４　第１項及び第２項のデイサービスの単位は、デイサービスであって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

５　第１項の指導員又は介護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

（管理者）

第４条　登録事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　前項の規定で定める管理者は、従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行なわなければならない。

（設備及び備品等）

第５条　デイサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、デイサービスに提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　登録事業者のうち、給食サービスを実施するものにあっては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。

３　登録事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあっては、第１項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

４　前３項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（２）　日常生活訓練室　訓練に必要な機械器具等を備えること。

（３）　社会適応訓練室　訓練に必要な備品等を備えること。

（４）　作業室　作業に必要な機械器具等を備えること。

（５）　食堂　食事の提供に支障がない広さを有すること。

（６）　浴室　利用者の特性に応じたものであること。

５　第１項から第３項までに掲げる設備は、専ら当該デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するデイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（デイサービス計画の作成）

第６条　登録事業者は、利用者の心身の状況、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成しなければならない。

２　登録事業者は、前項で作成したデイサービス計画を利用者及びその家族に対し、計画の内容等について説明しなければならない。

３　指導員又は介護職員は、利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

（登録事業者の遵守事項）

第７条　登録事業者は、デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　事業の目的及び運営の方針

（２）　従業者の職種、員数及び職務の内容

（３）　営業日の営業時間

（４）　デイサービスの利用定員

（５）　デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額

（６）　通常の事業の実施地域

（７）　サービス利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

（１０）　その他運営に関する重要事項

２　登録事業者の従業者が行うデイサービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行なわなければならない。

３　登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供することができるように、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておか

なければならない。

４　登録事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

５　登録事業者は、利用定員を超えてデイサービスの提供を行ってはならない。

６　登録事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

７　登録事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

８　登録事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

９　登録事業者は、デイサービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

１０　登録事業者は、利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

１１　登録事業者は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、従業者の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

１２　登録事業者は、利用者への虐待防止のため、必要な措置を講じなければならない。

１３　登録事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（利用対象者）

第８条　この事業の利用対象者は、在宅にて生活する障害者で次の各号のいずれかに該当する者であって、市長がデイサービス事業の利用が必要と認めたものとする。

（１）　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

（２）　埼玉県療育手帳制度要綱（平成１４年埼玉県告示第１３６５号）に基づき療育手帳の交付を受けている者

（３）　知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害者更正相談所又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者

（４）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（５）　その他市長が特に必要と認めた者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

（１）　疾病等により医療機関に入院し、治療を受ける必要があると認められる者

（２）　感染症の患者であると認められる者

（３）　介護保険法第１９条に規定する認定を受けた同法９条に規定する認定を受けた者

（４）　精神上に問題があり、他の通所者に著しい迷惑を及ぼすおそれのある者

（５）　その他この事業の対象として適当でないと市長が認める者

（介護者の介助）

第９条　利用者は、事業によるサービスを受けるに当たり、市長が特に必要があると認めるときは、介護者を同伴し、その介助を受けなければならない。

（利用手続）

第１０条　事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、デイサービス事業利用者申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、デイサービス事業利用者登録決定・却下通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　前項の規定により利用の決定を受けた者は、第１項に規定する申請に変更が生じたとき又は利用が必要でなくなったときは、デイサービス事業利用者登録変更・中止届（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第１１条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用決定を取り消すことができる。

（１）　この事業の対象者でなくなったとき。

（２）　不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

（３）　その他市長が利用を不適当と認めたとき。

（費用負担）

第１２条　利用者は、要綱第１０条に規定する費用（食事提供加算の対象は同条第４項第３号に規定される者とする。）のほか、入浴サービスに係る光熱水費、食材料費、創作的活動等に係る原材料費等の実費及びその他日常生活において通常必要となる費用と認められるものについて登録事業者へ支払うものとする。

２　登録事業者は、前項の規定に基づく支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。

３　登録事業者は、第１項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービスの内容及び費用

について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（その他）

第１３条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、決裁の日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年８月３日から施行する。

附　則（平成２５年７月１９日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の深谷市デイサービス事業実施要領の規定は、施行の日以後のデイサービス事業の利用に係る決定から適用する。

附　則（令和３年２月２４日決裁）

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の深谷市デイサービス事業実施要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第４条関係）

デイサービス事業利用者登録申請書

年　　月　　日

深谷市長　　　　　　あて

申請者　住　所
　　　　氏　名

次のとおりデイサービス事業の利用者登録を受けたいので申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">利用対象者</td><td>氏　　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　　所
電　話　番　号</td><td colspan="2">深谷市
電話番号　　（　　）</td></tr>
<tr><td>生　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保護者</td><td>氏　　　名</td><td colspan="2">（利用対象者との続柄　　　）</td></tr>
<tr><td>住　　　所
電　話　番　号</td><td colspan="2">電話番号　　（　　）</td></tr>
<tr><td>緊急連絡先
（勤務先等）</td><td colspan="2">（　　　　）
電話番号　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">本人の状況</td><td rowspan="5">日常生活の状況
（障害状況、介護にあたっての注意事項等）</td><td>日常生活の場</td><td></td></tr>
<tr><td>日常生活の状況</td><td></td></tr>
<tr><td>既　往　症</td><td></td></tr>
<tr><td>通院している病院</td><td></td></tr>
<tr><td>服　薬　状　況</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">手帳取得状況等</td><td>身体障害者手帳</td><td>有（　　第　　号）・　無</td></tr>
<tr><td>療　育　手　帳</td><td>有（　　第　　号）・　無</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>有（　　第　　号）・　無</td></tr>
<tr><td>更生相談所、児童相談所等の判定・診断の有無</td><td>有　・　無
（判定機関名　　　　）
（判定年月日　昭･平　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第２号（第４条関係）

デイサービス事業利用者登録決定・却下通知書

第　　　　　号
年　　月　　日

様

深谷市長　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のあった、デイサービス事業利用者登録について、次のとおり決定・却下　したので通知します。

登録番号	第　　　　　号	
登録利用者	氏　名	
	住　所	深谷市
	生年月日	年　　月　　日生
登録決定年月日	年　　　月　　　日	
却下の理由		
備　　考		

様式第３号（第６条関係）

デイサービス事業利用者登録変更・中止届

年　　月　　日

深谷市長　　　　あて

住　所

申請者

氏　名

デイサービス事業の利用者登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>変更・中止の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td>変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">備　考</td></tr>
</table>